

新型コロナウイルス感染症による出席停止期間について

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、出席停止の期間が変わりました。

「発症した後5日を経過」し、かつ「症状が軽快した後1日を経過するまで」。

※最低「発症した後5日を経過するまで出席停止となる」ということです。それに加えて、「症状が軽快した日によって出席停止期間は延長される」ということです。（下表の【例5】のように、発症後4日目以降に症状が軽快した場合）

※発症日(当日0日目)は、病院を受診した日ではなく、新型コロナ感染症のような症状(発熱・咳等)が始まった日です。

そのため、病院受診時に医師に発症日を相談・確認しましょう。

症状が軽快した日によって出席停止期間が順次延期されていきます。

出席停止期間早見表

		発症日	発症後						
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
例1	発症後 1日目に 軽快した場合	症状あり	軽快	軽快後 1日目	軽快後 2日目	軽快後 3日目	軽快後 4日目		
		出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	登校可能○
例2	発症後 2日目に 軽快した場合	症状あり	症状あり	軽快	軽快後 1日目	軽快後 2日目	軽快後 3日目		
		出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	登校可能○
例3	発症後 3日目に 軽快した場合	症状あり	症状あり	症状あり	軽快	軽快後 1日目	軽快後 2日目		
		出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	登校可能○
例4	発症後 4日目に 軽快した場合	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	軽快	軽快後 1日目		
		出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	登校可能○
例5	発症後 5日目に 軽快した場合	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	軽快	軽快後 1日目	
		出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	出席停止×	登校可能○



なお、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について(令和5年4月28日文科科学省より通知)」には、『出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨する。』としています。

き り と り せ ん

新型コロナウイルス感染症報告書

() 年 氏名 ()

1 発症日 _____ 月 _____ 日 2 症状が軽快した日 _____ 月 _____ 日

3 受診医療機関名 _____

4 医師から受けた学校生活上の注意事項・その他連絡事項等があれば御記入ください。

(_____)

(再出席の日付) 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 保護者氏名 _____

(学校記入欄) 出席停止の期間 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日